

## 苫小牧市ゼロカーボンハウス補助金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅用省エネ・新エネ機器（以下「対象機器」という。）を購入し、設置する者に対し、補助金を交付することにより対象機器の普及促進を図り、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金（市長が別に定めるものを除く。）をいう。
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月7日環政計発第2503071号）をいう。
- (3) 年度 毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの期間をいう。
- (4) 新築住宅 建設工事が完了した日が当該年度に属する住宅をいう。
- (5) 既存住宅 前項以外の住宅をいう。
- (6) 事業着手日 契約締結行為日又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。ただし、市費補助の場合、対象機器の工事着工日を事業着手日とすることができる。
- (7) 国費補助 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した国費による補助(別表1)。
- (8) 市費補助 市費による補助(別表2)。
- (9) 『ZEH』 ZEH、ZEH+の総称
- (10) ZEH設備 高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、これら4つの設備をいう。

### (補助金の種類、補助金の算定)

第3条 補助金の種類、対象機器、補助金額は、別表1及び別表2に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(千円未満の端数は切り捨て)

- 2 予算の残額が前項の規定により算出した額を下回る場合は、その時点での予算残額を補助金額とする。
- 3 申請のあった額の総額が予算額に達したときは、受付を終了する。この場合において、予算額を超えた日に複数の申請があったときは、予算額を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定するものとする。
- 4 補助金の算定は、値引き後の税抜き額とする。
- 5 補助対象経費は、国実施要領別表第1による。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に自ら居住する住宅又はその敷地内に対象機器を購入し、設置する者又は市内に自ら居住する『ZEH』を新築若しくは購入し、所有する者とし、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、苫小牧市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住予定である者。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 『ZEH』を新築若しくは購入し、又は対象機器を設置する場合、新築、購入又は設置を市内に事務所を有す

る法人又は個人事業者に依頼していること。

- (4) 苫小牧市暴力団の排除に関する条例（平成 27 年条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。
- (5) これまで自らを含め同一世帯内に別表 1 及び別表 2 に掲げる対象設備において、同一設備の補助を利用した者がいないこと。

#### （補助金交付申請）

第 5 条 申請者は、事業着手前に補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 住民票の原本又は写し（発行後 3 ヶ月以内）※既存住宅での対象機器取り付けのみ
- (3) 市税の完納証明書の原本又は写し（発行後 3 ヶ月以内）
- (4) 前号の書類が発行されない場合は、 税情報確認承諾書(様式第 3 号)
- (5) 対象機器の購入に係る見積書の写し
- (6) 対象機器の仕様がわかる書類
- (7) 着工届(様式第 4 号)
- (8) 対象機器を設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は 設置承諾書(様式第 5 号)
- (9) 誓約書(様式第 6 号) ※太陽光発電設備で申請する場合のみ
- (10) 申請に係る住宅の位置図
- (11) 別表 1、別表 2 に定める書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付決定前において早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、市からの補助金交付決定前に事業の事前着手をすることができる。ただし、補助金の交付申請日以降の事業着手に限る。

#### （補助金交付の決定）

第 6 条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第 7 号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書の内容を審査し、適正でない判断した場合は 補助不交付通知書(様式第 8 号)により、申請者に通知する。

#### （変更等の承認申請）

第 7 条 前条第 1 項の規定による補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業の中止若しくは取下げをしようとするときは、変更交付申請書(様式第 9 号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更決定通知書(様式第 10 号)により、補助対象者に通知するものとする。

#### （事業の実績報告、交付額の確定）

第8条 補助対象者は、対象設備の設置が完了したときは、実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、別表3に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器の設置に係る工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了報告書(様式第12号)
- (3) 対象機器の購入・設置に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し
- (4) 製品証明書(様式第13号)
- (5) 住民票の原本又は写し(発行後3ヶ月以内) ※新築等で申請当初と住所が変わる場合のみ
- (6) 別表1、別表2に定める書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項で規定する書類の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の額を確定し交付額確定通知書(様式第14号)により、申請者に通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第9条 前条第2項に規定する交付額通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助金請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに確定した額を交付決定者に対し交付するものとする。

(手続代行)

第10条 対象機器を販売又は設置する者(以下「手続代行者」という。)は、申請者に代わって第5条及び第8条に規定する申請の手続を行うことができる。

2 市長は前項の手続代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。又、調査の結果不正行為があったと判断した場合は、前項の申請を取り消すことができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずることができる。

- (1) 第5条及び第8条に掲げる書類の内容に虚偽が明らかになったとき。
- (2) 不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 暴力団員であることが判明したとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反していると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずる場合において、既に補助金が交付されている場合は、補助金等返還命令書(様式第16号)により、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

3 交付決定者は、補助金等の返還を命じられたときは、苫小牧市補助金等交付規則に基づき返還しなければならない。

4 太陽光発電設備の補助金の交付を受けた者は、発電した電力量のうち、12カ月で平均自家消費率が30%未満である場合は、交付した補助金を返還しなければならない。

(報告)

第12条 太陽光発電設備補助の交付を受けた者は、太陽光発電設備の利用状況(発電電力量、自家消費率、売電量)

について、12カ月分を市長に太陽光発電自家消費率報告書(様式第17号)で提出しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めた場合は、交付決定者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付を受けた者に対し、必要に応じて対象機器の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第14条 交付決定者は、補助対象機器を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(別表4)に相当する間、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供してはならない。(以下「処分」という。)

2 交付決定者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書(様式第18号)を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により交付決定者による財産の処分について承認するときは、当該財産の取得に要した補助金について、規定により返納させるものとする。ただし、市長が認める場合はその限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条、第4条、第5条、第8条関係）

(1) 国費補助対象機器 ※国の補助事業と併用不可

対象機器	太陽光発電設備(自家消費型)（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。） ※ソーラーカーポート含む
提出書類	○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐風、耐雪について確認できるカタログ等(ソーラーカーポートの場合)</li> <li>・太陽光モジュールの配置がわかる図面(ソーラーカーポートの場合)</li> </ul> ○第8条(8)に定める書類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・余剰電力を売電する場合は、非FITで売電することがわかる書類</li> <li>・委任状(様式第19号)※原本が必要。非FIT確認書類がない場合のみ提出が必須。</li> <li>・太陽光の全体写真、パワーコンディショナー(以下、パワコン)の写真</li> </ul>
補助額の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの合計kWとパワコンの出力の合計kWいずれか低い値×7万円</li> <li>・補助事業に要する経費が上記の算定した額を下回るときは、当該経費をもって補助金額とする。 ※kWの小数点以下は切り捨て ※パワコンの出力値は、単機能とハイブリッドで違うことがあるため、申請書に記載する際は注意すること。</li> <li>・上限10kW(70万円)</li> <li>・カーポートの部材やそれらの工事費は補助対象経費とはならない。</li> <li>・国の補助事業との併用はできない</li> </ul>
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 新築住宅において、新築工事契約と太陽光発電設備が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。</li> <li>② 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</li> <li>③ 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しないこと。</li> <li>④ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</li> <li>⑤ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。</li> <li>⑥ 本補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量のうち、30%以上を自家消費できること。また、1年分の自家消費率を太陽光自家消費率報告書(様式第19号)で報告できること。</li> <li>⑦ 申請する住所の敷地内に太陽光発電設備が設置されていないこと。</li> <li>⑧ その他、国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。</li> </ol>

対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。）
提出書類	○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・単線結線図</li> </ul> ○第8条(8)に定める書類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置後の写真（蓄電池本体、パワコン、各銘板）</li> </ul>

補助額の算定	<p>蓄電池の価格の 1/3 (※工事費込みで 1 kWh あたり 14.1 万円未満)</p> <p>※蓄電池の費用÷蓄電容量で得た値が 14.1 万円未満であること。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で産出される蓄電池部の値のこと。kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てて計算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用の部材費(その工事費を含む)を除く経費を認定する。</li> <li>・国の補助事業との併用はできない。</li> </ul>
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 新築住宅において、新築工事契約と定置用リチウムイオン蓄電池が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。</li> <li>② 本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</li> <li>③ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</li> <li>④ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</li> <li>⑤ 補助額の算定の※に定める価格以下の蓄電システムであること。</li> <li>⑥ 12.5 万円/kWh 以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。</li> <li>⑦ 20kWh 未満の蓄電池であること。</li> <li>⑧ 蓄電池部 (初期実効容量 1.0kWh 以上) とパワーコン等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</li> </ol> <p>※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑨ 蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</li> <li>⑩ 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) は、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。</li> </ol> <p>※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑪蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</li> </ol> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関 (NCB) であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑫ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</li> <li>⑬ その他、国実施要領別紙 2 の 2 ア (イ) に定める交付要件を満たすこと。</li> </ol>

対象機器	エコキュート (新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅の店舗部分を除く。)
提出書類	<p>○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新前の給湯効率がわかる書類(電気温水器以外の場合)</li> <li>・更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真)</li> </ul> <p>○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。</p>

	・設置後の写真（エコキュート本体、銘板、リモコン、室外機）
補助額の算定	<p>設置に要した費用の 1/4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限額 18 万円</li> <li>・給湯設備の経費は『ZEH』の経費となるため、『ZEH』を申請する場合、エコキュートの申請はできない。</li> <li>・更新前の給湯器に係る処分費用、北電申請費、その他オプション部材等(事業に必須なものを除く)については、補助事業経費に含めない。</li> </ul>
補助要件	<p>① 新築住宅において、新築工事契約とエコキュートが別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。</p> <p>② 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果（CO2 削減効果）が得られるもの。 ※新築住宅での申請の場合、電気温水器(給湯効率 1.0)からの買い替えとして取り扱う。</p> <p>② 更新前給湯器の給湯効率を明らかにできること(電気温水器の場合、給湯効率は 1.0 とする)。</p>

対象機器	『ZEH』 新築住宅のみ(新築の定義は第 2 条を参照)
提出書類	<p>○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BELS 評価書</li> <li>・工程表(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工期がわかるもの)</li> <li>・高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の仕様がわかる書類</li> <li>・単線結線図</li> </ul> <p>○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力契約内容がわかる書類（余剰配線による売電であることがわかる書類）</li> <li>・家全体の写真、ZEH 設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)、太陽光発電設備の写真（全体写真、品番等がわかる写真それぞれ 1 部ずつ）</li> </ul>
事業着手日の考え方	<p>事業着手日は、契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象とならない。</p> <p>契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備のいずれかの工事開始日が明確になっているのであれば、その日を事業着手日とすることができる。</p>
補助額の算定	<p>ZEH</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55 万円／戸以内</li> </ul> <p>ZEH設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)に要した費用の合計額(千円未満切り捨て)</p> <p>ZEH+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 万円／戸以内</li> </ul> <p>ZEH設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)に要した費用の合計額(千円未満切り捨て)</p> <p>※『ZEH』の経費として認められる給湯設備は、電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート、おひさまエコキュート)、ガス潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)、石油潜熱回収型給湯器(エコフィール)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)、太陽熱利用システム、燃料電池(エネファーム)に限る。</p> <p>※導入する換気システムは、24 時間換気に係るものであること。</p>

補助要件	<p>① 事業実施主体は、新築戸建住宅、新築建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人とする。</p> <p>② 申請者が常時居住する住宅であり、専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH の基準を満たすこと。</p> <p>③ ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。</p> <p>(a)住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分 2 の強化外皮基準（UA 値 0.4 以下）を満たすこと。</p> <p>(b)設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。※1※2</p> <p>(c)太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること(売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること)。</p> <p>(d)設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。(※1※2)</p> <p>④ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。</p> <p><b>【ZEH+のみ⑤～⑦の全てを満たしていること】</b></p> <p>⑤ ③、④の&lt;ZEH の交付要件&gt;を満たしていること。</p> <p>⑥ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。</p> <p>⑦ 住宅の外皮性能は、断熱性能等級 6 以上であること。</p> <p>⑧ 次の(a)、(b)、のうちいずれかを選択し導入すること。</p> <p>(a)再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。</p> <p>(a) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。</p> <p>※1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。</p> <p>※2 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。</p> <p>⑨ その他、国実施要領別紙 2 の 2 エ（ツ）に定める交付要件を満たすこと。</p>
------	---

別表 2（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条関係）

(2) 市費補助対象機器 ※国の補助事業と併用可能、本補助金の「国費補助」と併用不可

対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。） ※既存住宅の場合、補助額の 1/2 が道費から交付されます
提出書類	○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。 ・単線結線図 ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・系統連系が確認できる書類 ・設置後の写真（蓄電池、パワコン、各銘板）
補助額の算定	購入・設置に要した費用の 1/10 ・上限額 12 万円 ・既存設備の撤去費用は含めないこと
補助要件	① 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光が発電する電力を充放電できる定置用リチウムイオン蓄電池であること。 ② 蓄電容量が 17.76kWh 未満であること。 ③ 電力会社の電力系統に連系できること。 ④ 公称蓄電容量が 1kWh 以上であること。 ⑤ メーカー指定の環境条件に設置すること。
対象機器	HEMS（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。） ※既存住宅の場合、補助額の 1/2 が道費から交付されます
提出書類	○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。 ・なし ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・設置後の写真（HEMS 本体）
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 4 万円
補助要件	① 住居の電力使用量を測定・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。 ② 「ECHONET Lite」規格を標準規格として搭載していること。 ③ 家電製品等の自動制御ができること。 ④ 太陽光発電等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。
対象機器	給電装置（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。）
提出書類	○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。 ・なし ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・設置後の写真（給電装置本体）
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 3 万円
補助要件	① EV、PHV、HV 等から自宅に給電できるシステムであること。

### 別表 3（第 8 条関係）

#### (1) 国費対象機器

対象機器	「実績報告書」提出期限
太陽光発電設備	工事完了後1カ月以内、または2月13日のいずれか早い日(必着)
定置用リチウムイオン蓄電池	
エコキュート(給湯器)	
『ZEH』	

(2) 市費補助対象機器

対象機器	「実績報告書」提出期限
定置用リチウムイオン蓄電池(既存住宅)	工事完了後1カ月以内、または2月20日のいずれか早い日(必着)
HEMS(既存住宅)	
定置用リチウムイオン蓄電池(新築住宅)	工事完了後1カ月以内、または3月31日のいずれか早い日(必着)
HEMS(新築住宅)	
給電装置	

別表4(第14条関係)

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
定置用リチウムイオン蓄電池	6年
エコキュート(給湯器)	6年
HEMS	5年
給電装置	6年